

第⑥回

# LGBT・法律上同性のカップルの法律問題②——国際同性カップルの在留

弁護士  
鈴木雅子 Masako Suzuki

I

## はじめに（問題の所在）

同性婚を認めないのは違憲であるとの判決が相次ぎ、同性婚の日本での実現に向けて期待が高まっている。もっとも、現状では、同性カップルは、日本では法律婚をしたくてもすることできない。

他方で、外国籍者が「配偶者」として日本で在留資格を得るには、法律婚が要件とされる。日本国籍を有しない者が日本に在留する場合、原則として何らかの在留資格を有して在留することが予定されているから、外国籍者を当事者に含むカップルは、当該当事者に在留資格がなければ、ともに暮らすという、カップルとして当たり前のことすら日本ではできることになる。

では、外国籍者を当事者に含む同性カップルの在留資格はどうなっているのか。主に在留資格に関連してLGBTの権利に関わってきた立場から、本稿では、外国籍者を当事者とする同性カップルの在留資格の到達点と課題について見ていきたい。

II

## 入管法における在留資格

日本において、在留資格は、出入国管理及び難民認定法に定められ、大きく、仕事など活動

に基づく在留資格である別表第一の在留資格（短期滞在、留学、技術・人文知識・国際業務、技能実習等25種類）と、身分又は地位に基づく在留資格である別表第二の在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の4種類）に分けられる（編集注：別表については「出入国管理及び難民認定法」〈[https://laws.e-gov.go.jp/law/326CO0000000319/#Mpat\\_1](https://laws.e-gov.go.jp/law/326CO0000000319/#Mpat_1)〉を参照。）。例外として、「特別永住者」の身分を有する旧植民地出身者とその子孫、日米地位協定に基づいて日本に在留する者（SOFA適用者）、在留資格を有しない者（上陸の特例の対象者、仮滞在者、非正規滞在者等）がいる。近時、日本に滞在する外国籍者が大幅に増加しているが、その多くは別表第一の在留資格の増加による。

別表第二の在留資格については、就労を含め、その活動に制限がない。他方、別表第一の在留資格は、活動に基づく在留資格であって、在留資格ごとにその活動できる範囲や内容が定められている。例えば、家族滞在の在留資格を有する外国籍者の活動は、大まかにいって、別表第一の在留資格（一部を除く。）をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動であり、就労は含まれない。家族滞在の在留資格を有する者が就労を希望する場合には、別途資格外活動の許可を得る必要があり、かつ、その就労には、時間的な制約があり（原